（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第六条　特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第七条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号、第六条第一項第五号、第七条第一項第五号並びに第八条の見出し及び同条第一項各号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第四十七条第一項第二号ロの表（注2）②及び第二百六十二条の表（注2）中「除く。）」の下に「、外国銀行」を加える。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第八条　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則別紙様式並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第九条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条第一項中「であって新銀行告示」を「であって第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新銀行告示」という。）」に、「適用日以前」を「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前」に、「、新銀行告示」を「、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）」に改め、同条第二項中「（新銀行告示）」を「（銀行告示）」に、「、新銀行告示」を「、銀行告示」に改め、同条第三項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第四項中「であって新持株告示」を「であって第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新持株告示」という。）」に、「、新持株告示」を「、持株告示」に改め、同条第五項中「（新持株告示）」を「（持株告示）」に、「、新持株告示」を「、持株告示」に改め、同条第六項中「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則別紙様式第四条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則別紙様式第五条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則第六条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第三項及び第四項中「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則第八条第一項中「新銀行告示」を「銀行告示」に改め、同条第二項中「新持株告示」を「持株告示」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十一条の二を次のように改める。

第十一条の二　削除

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示の一部改正）

第十条　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する告示（平成二十四年金融庁告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条第一項中「平成二十二年金融庁告示第百三十号」を「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に、「であって新告示」を「であってこの告示による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新告示」という。）」に、「適用日以前」を「この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前」に、「、新告示」を「、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「告示」という。）」に改め、同条第二項中「（新告示）」を「（告示）」に、「、新告示」を「、告示」に改め、同条第三項中「新告示」を「告示」に改める。

附則第四条及び第五条中「新告示」を「告示」に改める。

附則第六条の見出し中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「新告示」を「告示」に改める。

附則第七条及び第八条中「新告示」を「告示」に改める。

附則第九条を削る。